

定款 8 条

第 2 節 一年次総会

役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を公表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 1 2 月 3 1 日までに開催されなければならない。

細則 4 条

第 1 節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年 1 2 月のいずれかの例会に開催されるものとする。そして、第 1 条第 1 節に定める選挙手続に従い、次年度の理事および役員を選出しなければならない。

第 4 節

会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第 6 条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により決定することができる。